

◎新潟県告示第43号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、糸魚川市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和8年1月26日から令和8年2月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月23日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在 ・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
糸魚川市	来海沢地区(全換地区)	区画整理(農地災害関連区画整備)事業	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。